

## ボランティアに関する保険について

**ボランティア活動中に自分自身がケガをした場合は、学生教育研究災害傷害保険（学研災）で一定の補償が受けられますが、加入状況や適用条件・補償外の事項などについては、必ず自分自身で確認してください。**

## ○学生教育研究災害傷害保険（学研災）【原則全員加入※】

- ・ 学生自身のケガに対してのみ補償されるもので、自然災害でのケガ等は補償されません。
- ・ ボランティア活動をすることを事前に大学に申し出ていること、かつ大学が認めたボランティア活動について適用されるものです。個人的に参加したボランティアには適用されませんので、必ず事前に「ボランティア活動届」を提出し、事前指導を受けてください。

※本学では、入学手続き時に全員加入を推奨していますが、加入手続きを行っていない方もいますので、加入状況が不明な場合は、学生生活課で確認してください。

なお、2016年度以前に入学された方は全員加入となっています。

**ボランティア活動中、他人にケガをさせてしまった場合等の賠償については、次のいずれかの任意保険に加入する必要があります。ボランティア活動に参加する場合は、以下の保険にも必ず加入してください。**

## ○学生教育研究災害傷害保険（学研災）付帯賠償責任保険【任意加入】

- ・ 保険料は1年間で210円です。
- ・ 対人賠償と対物賠償合わせて1事故1億円が限度です。ただし、自然災害でのケガ等は補償されません。
- ・ 保険の加入方法は、各支援室または学生生活課の窓口に置いてある振込用紙に必要事項を記入し、郵便局で保険料を振り込んでください。なお、保険の適用開始は振り込み日の翌日からとなります。
- ・ ボランティア活動をすることを事前に大学に申し出ていること、かつ大学が認めたボランティア活動について適用されるものです。個人的に参加したボランティアには適用されませんので、必ず事前に「ボランティア活動届」を大学に提出し、事前指導を受けてください。

## ○学研災付帯「学生生活総合保険」【任意加入】

- ・ 保険料及び保険期間は、個人により異なります。
- ・ 上記の付帯賠償責任保険に加入していなくても、「学生生活総合保険」に加入していれば、保障範囲が拡大（病気も補償）され賠償保険も付帯しているため、改めて付帯賠償責任保険に加入する必要はありません。
- ・ 個人で参加した場合であっても補償されますが、自然災害でのケガ等は補償されません。
- ・ 入学時に保護者により加入している場合が多いようです。加入しているか確認したい場合は、学生生活総合保険相談デスク（TEL:0120-811-806）にお問合せください。

学研災保険に関する問合せは、学生部学生生活課学生支援チーム

（スチューデントプラザ内 電話：029-853-2248）

**上記の学研災保険は、自然災害（地震・津波等）によるケガ等は補償されません。災害ボランティアに参加する場合は、必ず以下のボランティア活動保険の天災タイプに加入してください。**

## ○ボランティア活動保険

- ・ 加入時点から補償の対象となりますので、自宅（自宅以外の場合はその場所）から活動場所との通常の経路による往復途上も対象に含まれます。また、基本タイプでも台風などによる風水害によるケガは補償されますが、天災タイプは、天災（地震、噴火または津波）に起因する被保険者自身のケガも補償されます。

ボランティア活動保険に関する問合せは、つくば市社会福祉協会内ボランティアセンター  
（つくば市役所大穂庁舎内 電話：029-879-5898）